

教育経済学研究投稿規程

(目的)

第1条 教育経済学研究（英名：Research of Education Economics。以下、「本誌」という。）への投稿について必要な事項を定めるものとする。

(投稿者の資格等)

第2条 投稿者は、本学に所属する教職員（非常勤教員を含む。）及び本学が受け入れた研究員、本学に所属する教員の指導の下で研究活動に従事する本学の学部、大学院及び専攻科の学生、並びに附属リカレント教育センターの受講生（以下「本学学生等」という。）、並びに本校の教職員と共同研究に従事する者とする。ただし、本学学生等の場合、本学に所属する教員を責任著者とする。

2 その他、教育経済学研究編集委員会（以下「編集委員会」という。）で認めた場合はこの限りではない。

(投稿原稿)

第3条 投稿原稿は、和文または英文とする。

2 投稿原稿は、教育経済学分野における研究促進及び発展に寄与するものであること。

3 投稿原稿の種類は、原著論文、総説、研究ノート、調査・実践報告及びその他とする。

また、原稿種類の定義は、以下のように定める。

(1) 原著論文 (ORIGINAL ARTICLE)

研究背景、目的、方法、結果、考察及び結論が明確で、一定の客観性、独創性があり、学術的に価値があるもの。

(2) 総説 (REVIEW ARTICLE)

特定の分野、テーマについて多面的に内外の学問的な知見を集め、その分野、テーマについて総合的に概説し、今後の動向と展望を示したもの。

(3) 研究ノート (RESEARCH NOTE)

研究上の問題や提案など、論文としてはまともでない内容であっても報告するに価値があるもの。

(4) 調査・実践報告 (RESEARCH SURVEY REPORT / ACTIVITY REPORT)

臨床及び教育に関する報告で、調査と実践に一定の意義が認められるもの。

(5) その他 (OTHERS)

上記の分類以外のもので、編集委員会が適当と認めたもの。「書評 (BOOK REVIEW)」

「研究会資料紹介 (CONFERENCE REPORT)」 「翻訳 (TRANSLATION)」などのもの。

3 投稿原稿は、未投稿のものとする。

4 同一号への投稿本数は、原則として筆頭著者での投稿は1名につき1本とする。

(原稿作成)

第4条 投稿原稿は、別に定めるフォーマットに作成し、編集可能な電子媒体で提出する。

2 投稿原稿は、原則として、表題、著者名、キーワード、要約、本文及び文献に、図表を含み、前項に定めるフォーマットで最大15ページとする。

3 刷り上がりがモノクロ印刷となることを考慮して、図表及び写真等の掲載画像は、原稿をA4サイズで印刷する際に明瞭なものとし、表題をつける。

(投稿の締切り)

第5条 締切は別に定める。

2 投稿者は、編集委員会が定める期日までに、提出しなければならない。

(掲載可否の審査)

第6条 投稿論文の採否掲載可否は、査読制とし、採否は編集委員会において決定する。

2 査読に関する事項は別に定めるものとする。

3 第1項の審査により、修正を要するものには編集委員会の意見をつけて書き直しを求める。修正を求められた場合、定められた期間内に修正原稿を再投稿すること。期間を過ぎた場合は次号以降の新規投稿論文として処理される。

(研究倫理指針)

第7条 人を対象とする研究については、ヘルシンキ宣言 (DECLARATION OF HELSINKI Ethical Principles for Medical Research Involving Human Subjects) に基づくこと。

また、大学・研究所などの所属研究機関あるいは研究施設の倫理委員会の承認を得ること。

(利益相反)

第8条 特定企業または団体により依頼された研究の場合は、研究代表者(研究分担者も含む)と企業・団体との利害関係を開示する必要がある。利益相反にあたる場合、本文中に明記すること。

(校正)

第9条 著者校正は、原則として編集に関わる修正(誤字・脱字、図表及び写真の配置、文章表現の訂正など)のみとし、投稿者が自らの責任で校正を行う。

(原稿の著作権)

第10条 本誌に掲載された論文などの著作権は、編集委員会に帰属する。

2 著者が、その論文の一部または全文を他へ転載する場合は、編集委員会に許諾を得た上で、転載先に掲載誌から転載の許諾を得た旨及び引用文献欄を明記すること。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。